第 258 回 奥出雲町農業委員会総会議事録

1. 日　　時　令和 8 年 4 月 24 日(金) 午前 9 時 00 分～ 午前 10 時 33 分

2. 場　　所　横田庁舎 大会議室

3. 出席委員 (34名)

1番 恩田 洋一	3番 藤原 寿成	7番 永濱 孝之	8番 安部 治美
9番 石原 博	10番 高橋 正敏	11番 藤原 克已	12番 和久利 勝
13番 石原 敬士	14番 和久利 健	15番 立石 覚	16番 大坂 茂
17番 安部 傭造	18番 金倉 弘美	19番 藤井 卓	20番 八澤 幹夫
21番 森合 健一	24番 佐藤 昌利	25番 石原 宏二	26番 賀元 亨
28番 藤原 修	29番 藤原 功	31番 白名 貴美子	32番 嵐谷 行徳
33番 新田 昭喜	35番 浅野 保男	36番 川西 雄二	37番 小池 俊彦
38番 堀尾 敏久	39番 大塚 真人	40番 安部 秀男	41番 梅木 達也
42番 松島 昭夫	43番 原田 二朗		

4. 事務局又は説明者

農業委員会　事務局長補佐　石原　ゆう子

会計年度任用職員　和久利 民男

5. 欠席委員 (8名)

2番	石原 隆幸	4番	藤原 康正	5番	岩田 孝史	6番	古田川光彦
22番	藤原 昭則	23番	渡部 雅一	30番	山田 幸則	34番	卜藏 秀夫

6. 議事日程

日程第１号　議事録署名委員の指名

日程第２号　報告第１号　農地の合意解約に関する届け出について

議案第１号　非農地証明交付申請の承認について

議案第２号　農地法第３条の規定による許可申請について

議案第３号　農地利用集積等促進計画の承認について（一括契約）

その他

7. 議事

発信者	議事要旨
議長	ただいまより、第258回奥出雲町農業委員会を開催いたします。 議事に入ります前に、奥出雲町農業委員会規則第8条の定めにより、本日の出席者の報告をいたします。 欠席者は2番石原委員、4番藤原委員、5番岩田委員、6番古田川委員の4名の欠席でございます。出席者は18名中、14名ということで、過半数に達しており、本日の総会は成立いたします。なお推進委員の欠席は4名で、出席者20名でございます。次に、奥出雲町農業委員会規則第25条第3項の定めにより、議事録署名者の指名を行います。本日の議事録署名者は、14番和久利委員、15番立石委員、お願いします。本日上程いたします議題は、報告1を日程1として、その他まで順次上程いたします。ご審議よろしくお願いいたします。 それでは議事に入ります。 報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届け出について、を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	1ページをご覧ください。 報告第1号、農地法第18条第6項の規定により、下記の届出について受理したことをここに報告する。令和8年4月24日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在、○○○○番、ほか7筆。地目は登記簿、現況ともに田、畑。面積は合計2，457㎡。賃貸人氏名　●●●●。賃借人氏名　□□□□。住所はともに■■■■番地。解約届出日、解約成立日、土地引渡日いずれも、令和7年11月27日。解約の理由　双方の合意による。 番号2、農地の所在　○○○○番、ほか1筆。地目は登記簿、現況ともに田。面積は、合計1，223㎡。賃貸人氏名　●●●●、住所　△△△△番地。賃借人氏名　□□□□、住所　▲▲▲▲番地。解約届出日、解約成立日、土地引渡日いずれも、令和8年3月31日。解約の理由　双方の合意による。 2ページをご覧ください。 番号3、農地の所在　○○○○番。地目は登記簿、現況ともに田。面積は、合計329㎡、賃貸人氏名　●●●●、住所　△△△△番地。賃借人氏名　□□□□、住所　▲▲▲▲番地。解約届出日、解約成立日、土地引渡日いずれも、令和8年4月10日。解約の理由　出し手と話し合った結果、賃料を使用貸借にするため。 番号4、農地の所在　○○○○番。地目は登記簿、現況ともに田。面積は、合計329㎡。賃貸人氏名　●●●●、住所　△△△△番地。賃借人氏名　□□□□、住所　▲▲▲▲番地。解約届出日、解約成立日、土地引渡日、解約の理由は、番号3に同じです。解約の理由　受け手と話し合った結果、賃料を使用貸借にするため。 番号5、農地の所在　○○○○番、ほか1筆。地目は登記簿、現況ともに田。面積は、合計1，118㎡。賃貸人氏名　●●●●、住所　△△△△番地。賃借人氏名　□□□□、住所　▲▲▲▲番地。解約届出日、解約成立日、土地引渡日いずれも、令和8年4月10日。解約の理由　出し手と相談した結果、賃料を使用貸借にするため。 3ページをご覧ください。 番号6、農地の所在　○○○○番、ほか1筆。地目は登記簿、現況ともに田。面積は、合計1，118㎡。賃貸人氏名　●●●●、住所　△△△△番地。賃借人氏名　□□□□、住所　▲▲▲▲番地。解約届出日、解約成立日、土地引渡日、解約の理由は、番号5に同じです。

	番号７、農地の所在　○○○○番。地目は登記簿、現況ともに田。面積は合計１２２㎡。賃貸人氏名　●●●●、住所　△△△△番地。賃借人氏名　□□□□、住所　▲▲▲▲番地。解約届出日、解約成立日、土地引渡日いずれも、令和８年４月１０日。解約の理由　出し手と相談した結果、賃料を使用貸借にするため。 番号８、農地の所在　○○○○番。地目は登記簿、現況ともに田。面積は、合計１２２㎡。賃貸人氏名　●●●●、住所　△△△△番地。賃借人氏名　□□□□、住所　▲▲▲▲番地。解約届出日、解約成立日、土地引渡日、解約の理由は、番号７に同じです。 ４ページをご覧ください。 番号９、農地の所在　○○○○番、ほか１筆。地目は登記簿、現況ともに田。面積は、合計５０２㎡。賃貸人氏名　●●●●、住所　△△△△番地。賃借人氏名　□□□□、住所　▲▲▲▲番地。解約届出日、解約成立日、土地引渡日いずれも、令和８年４月１０日。解約の理由　出し手と相談した結果、賃料を使用貸借にするため。 番号１０、農地の所在　○○○○番、ほか１筆。地目は登記簿、現況ともに田。面積は、合計５０２㎡。賃貸人氏名　●●●●、住所　△△△△番地。賃借人氏名　□□□□、住所　▲▲▲▲番地。解約届出日、解約成立日、土地引渡日、解約の理由は、番号９に同じです。 番号１１、農地の所在　○○○○番。地目は登記簿、現況ともに田。面積は、合計４２０㎡。賃貸人氏名　●●●●、住所　△△△△番地。賃借人氏名　□□□□、住所　▲▲▲▲番地。　解約届出日、解約成立日、土地引渡日いずれも、令和８年４月１０日。解約の理由　出し手と相談した結果、賃料を使用貸借にするため。 ５ページをご覧ください。 番号１２、農地の所在　○○○○番。地目は登記簿、現況ともに田。面積は、合計４２０㎡。賃貸人氏名　●●●●、住所　△△△△番地。賃借人氏名　□□□□、住所　▲▲▲▲番地。　解約届出日、解約成立日、土地引渡日、解約の理由は、番号１１に同じです。 番号１３、農地の所在　○○○○番。地目は登記簿、現況ともに田。面積は、合計６９４㎡。賃貸人氏名　●●●●、住所　△△△△番地。賃借人氏名　□□□□、住所　▲▲▲▲番地。　解約届出日、解約成立日、土地引渡日いずれも、令和８年４月１０日。解約の理由　出し手と相談した結果、賃料を使用貸借にするため。 番号１４、農地の所在　○○○○番。地目は登記簿、現況ともに田。面積は、合計６９４㎡。賃貸人氏名　●●●●、住所　△△△△番地。賃借人氏名　□□□□、住所　▲▲▲▲番地。解約届出日、解約成立日、土地引渡日、解約の理由は、番号１３に同じです。 以上です。
議長	事務局の説明は終わりました。報告事項でございますので質疑、承認等はございません。 次に、議案第１号非農地証明交付申請の承認について、を上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	６ページをご覧ください。 議案第１号、農地法第２条第１項の規定により、下記農地の非農地証明申請があったので、意見を求める。令和８年４月２４日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号１、農地の所在、○○○○番、ほか７筆。地目は、登記簿が田、畑。現況は、原野、

山林、雑種地。面積は、合計 ２，４５７㎡。権利種別　非農地証明。所有者氏名　●●●●、住所　△△△△番地。非農地の事由　▲▲▲▲番、□□□□番は、30 年以上前から自宅より遠隔地のため、放棄していた。■■■■は、◇◇◇◇となり、残地として残ったところ。現存の宅地から遠方となり、農道もなく原野化しているため耕作できない。○●○●番，▽▽▽▽番については、30 年位前▼▼▼▼による残地として残った場所で、現況は、山林化している。○□○□番、●□●□番については、▲△▲△頃買い入れた際すでに現状の面積であり、耕作できるような農地ではなかった。資料１、２、３に地図を載せておりますので、ご覧ください。

○○○○番、●●●●番、△△△△番の現地調査につきましては、２月２５日に▲▲▲▲地区の農業委員、推進委員の方５名で実施しました。現地の状況は、○○○○番は、笹や低木に覆われ、原野化していました。農地への復旧は困難であると思われます。●●●●番は、傾斜地にあり、笹や低木に覆われ原野化していました。農地への復旧は困難であると思われます。△△△△番は傾斜地にあり、低木が生い茂り一部背丈の高い木が生えている個所もあって、原野化していました。農地への復旧は困難であると思われます。□□□□番、■■■■番、▽▽▽▽番、▼▼▼▼番、◇◇◇◇番の現地調査につきましては、３月１０日に●○●○地区の農業委員、推進委員の方３名で実施しました。●○●○地区の申請地は、山の斜面に隣接する農地で、□□□□番、■■■■番、▽▽▽▽番と 3 筆並んだ農地でした。後方が山林であるため、申請地は、木や笹が生い茂り山林化していました。□□□□番の入り口までしか入れず、その奥の２筆には行くことができませんでした。耕作は不能と思われます。◇◇◇◇番、▼▼▼▼番は、▼▽▼▽年に◎◎◎◎番の道路が建設される際、分筆され残った農地であると思われる。幅が 2m しかなく、作物を作られるような農地ではありませんでした。

７ページをご覧ください。

番号２、農地の所在、○○○○番。地目は、登記簿が田。現況は、原野。面積は、合計２，６４８㎡。権利種別　非農地証明。所有者氏名　●●●●、住所　△△△△番地。非農地の事由　▲▲▲▲番は、□□□□年買い入れ時には既に谷間沿いの湿地田であり、耕作不適地であったそうです。現況は、原野化しています。資料４に地図を載せておりますので、ご覧ください。○○○○番の現地調査につきましては、２月２５日に●●●●地区の農業委員、推進委員の方５名で実施しました。現地の状況は、全体に渡って背丈以上の高い木が生え原野化していました。農地への復旧は困難であると思われます。

番号３、農地の所在、○○○○番、●●●●番。地目は、登記簿が畑。現況は、原野、山林。面積は、合計 129 ㎡。権利種別　非農地証明。所有者氏名　△△△△、住所　▲▲▲▲番地。非農地の事由　申請地は、昭和 52 年頃から耕作不便のため耕作を放棄した。現在は、原野・山林化している。資料５に地図を載せておりますので、ご覧ください。申請地の現地調査につきましては、３月１８日に□□□□地区の農業委員、推進委員の方３名で実施しました。

現地の状況は、○○○○番は、面積 31 ㎡ほどの三角形の形状の畑。後方は山に隣接しており、畑から隣の宅地（倉庫）の後ろには▼▼▼▼が設置されている。斜面からの崩土を食い止めるためであろうが、崩土と思われる土が積みあがって傾斜地になっており、耕作できるような農地ではない。●●●●番は、全体に渡って背丈以上の高い木が生え原野化していた。農地への再生は困難だと思われる。

７～８ページをご覧ください。

番号４、農地の所在、○○○○番ほか 4 筆　地目は、登記簿が田。現況は、山林。面積は、合計 ２，０６９㎡。権利種別　非農地証明。所有者氏名　●●●●、住所　△△△△番地。非農地の事由　申請地は、母が高齢のため平成１２年頃から耕作ができなくなり、また依頼する人もいないため、耕作を放棄していた。現在は山林化している。資料６に地図を載せておりますので、ご覧ください。申請地の現地調査につきましては、３月１８日に▲▲▲▲地区の農業委員、推進委員の方３名で実施しました。現地５筆の状況は、これまでの農地パトロールでも毎年「再生困難な農地」として判定されていました。５筆はかたまって位置しており、一帯が木や草に覆われ山林化していたため、足を踏み入れること

	ができませんでした。農地への再生は困難だと思われます。
議長	それでは事務局の説明は終わりました。補足説明に入ります。議案第1号番号1の△△△△地区につきましては、19番藤井委員、▼▼▼▼地区につきましては、14番和久利委員お願いします。
19番	19番藤井が補足説明を行います。 はい、議案1号1番□□□□地区について説明します。資料No.1にあります地図ですが、○○○○から●●●●に向かう■■■■の周り3ヶ所でございます。2月25日に事務局の1名と△△△△地区の農業委員、農業推進委員の5名で、現地を確認いたしました。先ほど事務局からご説明のあったとおり、現地の現況と非農地の原因につきましては、説明のとおりでございます。現地非常に山林化しておりまして、確認させていただきました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
14番	続きまして、番号1の▼▼▼▼地区につきまして、説明をさせていただきます。先ほど事務局さんの方から説明がありましたように3月10日、現地を確認しております。いずれも圃場整備、道路等の工事の部分、団地のようなところでして、進入路がありませんし面積も非常に狭い所です。幅 2mしかないようなということで承認をお願いしたいと思います。 ひとつちょっと私も意見というかこういうふうに言うことはないかもしれないですけど、よく公共工事の残地というのが、ここの非農地証明として出てきますが、圃場整備とかではなかなか難しいかもしれない。□□□□に関しましては以前にも私、現地視察を行ったことありましたが、法面がそのまま農地として残っていまして、斜面が農地として残っている状況です。こういう場合はその道路改良されるときに分筆してでも、その残地については何か処理をされるとこのままやっておくと地権者に言えばそれをせないけんですけども、たった10㎡分でもないようなところをそういうふうに残しておくというのはいけんと思います。公共事業等でそういうことがあった場合には、その残地については、その承諾を本人さんの所有者の承諾を得て、そういうふうな方向に向けることも必要なことだと考えますので、またよろしくお願いします。
事務局	失礼いたします。ご意見頂戴しましたので今公共事業については建設課の方が公共土木農林土木のことも所管しております。それで本日の委員会においての意見については、担当者の方にお伝えをしたいと思いますし、伝えるだけではなく、積極的にそういった対応ができるように農業委員会の方としても進めてまいりたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。
議長	補足説明は終わりました。 続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 承認することに賛成の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって番号1について承認することに決しました。 次に番号2についての補足説明を、21番森合さん、お願いいたします。
21番	それでは番号2について補足説明を21番森合がさせていただきます。 現地確認につきましては、2月の25日、農業委員2名、推進委員3名、事務局1名と6名で現地を確認いたしました。場所につきましては、資料の4番を見ていただければわかると思いますけども、その丸の番地の上に○○○○さん宅の●●●●がございます。現地

	につきましては、事務局説明があったとおり湿地田で耕作は無理な原野化しておりましたので、確認いたしました。妥当だと思いますので、審議のほどよろしくお願いします。
議長	はい。補足説明が終わりました。 続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 承認することに異議ございませんか。 承認することに賛成の委員の挙手をお願いします。 挙手全員。よって番号2について、承認することに決しました。 次に番号3につきましては、補足説明を43番原田委員お願いいたします。
43番	番号3について補足説明いたします。 場所は○○○○というところでして、報告にありますように50年以上も前から耕作放棄地いうところで、実際には草等は●●●●が毎月1日にボランティアで草刈りとか下草とか、□□□□の人たちへの影響がないような、あの手入れはしております。しかしながら農地としてはもう原野化しておりまして、これはやむを得ないなというふうに考えております。 続いて■■■■さんの土地でございますけども、これも地図を見て、6ページに地図が出ておりますが、△△△△に囲まれております。もちろん農地にも雑木等入っておりますけども、もう△△△△に囲われているというような場所でございます。こういう場所、私の住む▲▲▲▲とか、奥の方は結構ありまして、なかなかこれ維持管理難しいなと察していただきまして、もう仕方ないなというふうに考えております。よろしくお願いいたします。
議長	補足説明は終わりました。 続いて質疑に入ります。 3番4番続けて行います。 質疑ございませんか。 承認することに賛成のお方の挙手をお願いします。 挙手全員。よって番号3，4については、承認することに決しました。 続いて議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、を上程いたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	9ページをご覧ください。 議案第2号、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので、審議を求める。 令和8年4月24日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在、○○○○番、1筆。地目は、登記簿、現況ともに、畑。面積は、合計419㎡。権利種別　3条無償移転。譲渡人 氏名　●●●●、住所　△△△△番地。経営面積は、ご覧のとおりです。申請事由は、所有権の移転。譲受人 氏名　■■■■、住所　□□□□在住。権利取得後の経営面積は4．2ａです。資料7に地図を載せておりますので、ご覧ください。 番号2、農地の所在、○○○○番、ほか3筆。地目は、登記簿、現況ともに、田。面積は、合計2，937㎡。権利種別　3条有償移転。譲渡人 氏名　●●●●、住所　△△△△番地。経営面積は、ご覧のとおりです。申請事由は、所有権の移転。譲受人 氏名　■■■■、住所　□□□□在住。権利取得後の経営面積は69．2ａです。資料8に地図を載せておりますので、ご覧ください。

	この案件につきましては、周辺地域の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、権利取得後において行う耕作など、事業に必要な農作業に従事すると見込まれます。 従って、農地法第３条第２項の不許可要件各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは事務局の説明は終わりました。議案第２号番号１の補足説明になります。番号１の補足説明は36番川西委員お願いします。
36番	36番川西が補足説明いたします。 番号1、資料７をご覧ください。●●●●さんから■■■■さんへの畑の譲渡について○○○○さんと現地確認を行いました。畑は 146 ㎡で少し荒れておりましたが、畑を整備して耕作されるとのこと■■■■さんは△△△△をしておられ、●●●●さん宅を▲▲▲▲し、生活をされるということですので、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	はい、補足説明が終わりました。 続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員。よって番号１について承認することに決しました。 次に番号２について補足説明を39番大塚委員お願いします。
39番	はい。番号２について、39番大塚から補足説明いたします。資料８の位置図にございますが、■■■■さん宅前の圃場になっております。■■■■さんの住所の方が○○○○になっておりますが、自宅の方は、▼▼▼▼の方にありまして、近年、退職されて頻繁に帰り、草刈り等のお世話もされております。何ら、問題ないと思われます。ご審議よろしくお願いします。
議長	はい。補足説明は終わりました。 続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 承認することに異議ございませんか。 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員。よって番号２について承認されました。 次に、議案第３号、農用地利用集積等促進計画に関する承認について(一括契約)を上程いたします。事務局、説明をお願いいたします。
事務局	１０ページをご覧ください。 議案第３号、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農地利用集積等促進計画案について、意見を求める。令和８年４月２４日提出。奥出雲町農業委員会会長。 番号１、農地は、○○○○地内３筆。面積は、合計６，２２３㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　●●●●、住所　△△△△番地。貸借権の設定を受ける者　■■■■、住所　▲▲▲▲番地。１０ａあたりの賃借料は、玄米□□□□kg。以下は、ご覧のとおりです。

事務局	番号２～番号４は受け手が同じです。 貸借権の設定を受ける者　■■■■、住所　▲▲▲▲番地。 番号２、農地は、○○○○地内　５筆。面積は、合計１０，０８５㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　●●●●、住所　△△△△在住。１０ａあたりの賃借料は、玄米□□□□kg。以下は、ご覧のとおりです。 １１ページをご覧ください。 番号３、農地は、○○○○地内　１筆。面積は、合計１，８３１㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　●●●●、住所　△△△△番地。１０ａあたりの賃借料は、玄米□□□□kg。以下は、ご覧のとおりです。 番号４、農地は、○○○○地内　１筆。面積１，４２７㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　●●●●、住所　△△△△番地。１０ａあたりの賃借料は、玄米□□□□kg。以下は、ご覧のとおりです。 番号５～番号６は受け手が同じです。 貸借権の設定を受ける者　■■■■、住所　▲▲▲▲番地。 番号５、農地は、○○○○地内　４筆。面積は、合計３，８６２㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　●●●●、住所　△△△△在住。１０ａあたりの賃借料は、玄米□□□□kg。以下は、ご覧のとおりです。 １２ページをご覧ください。 番号６、農地は、○○○○地内　２筆。面積は、合計１，３３７㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　●●●●、住所　△△△△番地。１０ａあたりの賃借料は、玄米□□□□kg。以下は、ご覧のとおりです。 番号７、農地は、○○○○地内　６筆。面積は、合計７，８４０㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　●●●●、住所　△△△△在住。貸借権の設定を受ける者　■■■■、住所　▲▲▲▲番地。１０ａあたりの賃借料は、□□□□円。以下は、ご覧のとおりです。 １３～１４ページをご覧ください。 番号８～番号１５は受け手が同じです。 貸借権の設定を受ける者　■■■■、住所　▲▲▲▲番地。 番号８、農地は、○○○○地内　１４筆。面積は、合計１２，４０６㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　●●●●、住所　△△△△番地。１０ａあたりの賃借料は、□□□□円。以下は、ご覧のとおりです。 番号９、農地は、○○○○地内　１筆。面積は、合計２，０８３㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　●●●●、住所　△△△△番地。１０ａあたりの賃借料は、□□□□円。以下は、ご覧のとおりです。 番号１０、農地は、○○○○地内　４筆。面積は、合計２，１４４㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　●●●●、住所　△△△△番地。１０ａあたりの賃借料は、□□□□円。以下は、ご覧のとおりです。 １５ページをご覧ください。 番号１１、農地は、○○○○地内　４筆。面積は、合計９，６５４㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　●●●●、住所　△△△△在住。１０ａあたりの賃借料は、□□□□円。以下は、ご覧のとおりです。

事務局	番号１２、農地は、○○○○地内　４筆。面積は、合計５，０８４㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容：新規。貸借権を設定する者　●●●●、住所　△△△△在住。１０ａあたりの賃借料は、□□□□円。以下は、ご覧のとおりです。 １６ページをご覧ください。 番号１３、農地は、○○○○地内　５筆。面積は、合計８，１９６㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　●●●●、住所　△△△△在住。１０ａあたりの賃借料は、□□□□円。以下は、ご覧のとおりです。 １６～１７ページをご覧ください。 番号１４、農地は、○○○○地内　１１筆。面積は、合計８，８９１．７２㎡。権利種別機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　●●●●、住所　△△△△番地。１０ａあたりの賃借料は、□□□□円。以下は、ご覧のとおりです。 番号１５、農地は、○○○○地内　３筆。面積は、合計７，３１８㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　●●●●、住所　△△△△番地。１０ａあたりの賃借料は、□□□□円。以下は、ご覧のとおりです。 １８ページをご覧ください。 番号１６、農地は、○○○○地内　４筆。面積は、合計５，４５６㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　●●●●、住所　△△△△在住。貸借権の設定を受ける者　■■■■、住所　▲▲▲▲番地。１０ａあたりの賃借料は、□□□□円。以下は、ご覧のとおりです。 番号１７～番号２３は受け手が同じです。 貸借権の設定を受ける者　農事組合法人■■■■、住所　▲▲▲▲番地。 １８から２０ページにかけてご覧ください。 番号１７、農地は、○○○○地内　３筆。面積は、合計４，２１８㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　●●●●、住所　△△△△番地。１０ａあたりの賃借料は、□□□□円。以下は、ご覧のとおりです。 １９ページをご覧ください。 番号１８、農地は、○○○○地内　１筆。面積は、合計３２９㎡。権利種別　機構法使用貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　●●●●、住所　△△△△番地。以下は、ご覧のとおりです。 番号１９、農地は、○○○○地内　２筆。面積は、合計１，１１８㎡。権利種別　機構法使用貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　●●●●、住所　△△△△番地。以下は、ご覧のとおりです。 番号２０、農地は、○○○○地内　１筆。面積は、合計１２２㎡。権利種別　機構法使用貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　●●●●、住所　△△△△番地。以下は、ご覧のとおりです。 ２０ページをご覧ください。 番号２１、農地は、○○○○地内　２筆。面積は、合計５０２㎡。権利種別　機構法使用貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　●●●●、住所　△△△△番地。以下は、ご覧のとおりです。 番号２２、農地は、○○○○地内　１筆。面積は、合計　４２０㎡。権利種別　機構法使用貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　●●●●、住所　△△△△番地。以下は、

事務局	ご覧のとおりです。 番号２３、農地は、○○○○地内　１筆。面積は、合計６９４㎡。権利種別　機構法使用貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　●●●●、住所　△△△△番地。以下は、ご覧のとおりです。 ２１ページをご覧ください。 番号２４、農地は、○○○○地内　２筆。面積は、合計１８，３２０㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　●●●●、住所　△△△△番地。貸借権の設定を受ける者　■■■■、住所　▲▲▲▲番地。１０ａあたりの賃借料は、□□□□円。以下は、ご覧のとおりです。 番号２５、農地は、○○○○地内　２筆。面積は、合計２，７９５㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　●●●●、住所　△△△△番地。貸借権の設定を受ける者　■■■■、住所　▲▲▲▲番地。１０ａあたりの賃借料は、□□□□円。以下は、ご覧のとおりです。 ２２ページをご覧ください。 番号２６から番号２７は、出し手が同じです。 貸借権を設定する者　●●●●、住所　△△△△番地。 番号２６、農地は、○○○○地内　５筆。面積は、合計９，０９４㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権の設定を受ける者　■■■■、住所　▲▲▲▲番地。１０ａあたりの賃借料は、□□□□円。以下は、ご覧のとおりです。 番号２７、農地は、○○○○地内　１筆。面積は、合計１，３５１㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権の設定を受ける者　■■■■、住所　▲▲▲▲番地。１０ａあたりの賃借料は、□□□□円。以下は、ご覧のとおりです。 番号２８、農地は、○○○○地内　２筆。面積は、合計５，５２７㎡。権利種別　機構法使用貸借。内容　新規。貸借権の設定を受ける者　■■■■、住所　▲▲▲▲番地。以下は、ご覧のとおりです。 ２３ページをご覧ください。 番号２９、農地は、○○○○地内　３筆。面積は、合計２，６５０㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　●●●●、住所　△△△△番地。貸借権の設定を受ける者　■■■■、住所　▲▲▲▲番地。１０ａあたりの賃借料は、玄米□□□□kg。以下は、ご覧のとおりです。 番号３０、農地は、○○○○地内　６筆。面積は、合計６，６３８㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　●●●●、住所　△△△△番地。貸借権の設定を受ける者　■■■■、住所　▲▲▲▲番地。１０ａあたりの賃借料は、□□□□円。以下は、ご覧のとおりです。 ２４ページをご覧ください。 番号３１、農地は、○○○○地内　１筆。面積は、合計３，６３６㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　●●●●、住所　△△△△番地。貸借権の設定を受ける者　■■■■、住所　▲▲▲▲番地。１０ａあたりの賃借料は、玄米□□□□kg。以下は、ご覧のとおりです。 番号３２～番号３３は受け手が同じです。 貸借権の設定を受ける者　農事組合法人■■■■、住所　▲▲▲▲番地。

事務局	番号３２、農地は、○○○○地内　１筆。面積は、合計４，４２５㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　●●●●、住所　△△△△番地。１０ａあたりの賃借料は、□□□□円。以下は、ご覧のとおりです。 番号３３、農地は、○○○○地内　１筆。面積は、合計１，００５㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　●●●●、住所　△△△△在住。１０ａあたりの賃借料は、□□□□円。以下は、ご覧のとおりです。 ２５ページをご覧ください。 番号３４、農地は、○○○○地内　４筆。面積は、合計３，１０９㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　●●●●、住所　△△△△番地。貸借権の設定を受ける者　■■■■、住所　▲▲▲▲番地。１０ａあたりの賃借料は、玄米□□□□kg。以下は、ご覧のとおりです。 番号３５、農地は、○○○○地内　１筆。面積は、合計３，２９７㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　●●●●、住所　△△△△在住。貸借権の設定を受ける者　■■■■、住所　▲▲▲▲番地。１０ａあたりの賃借料は、玄米□□□□kg。以下は、ご覧のとおりです。 ２６ページをご覧ください。 番号３６、農地は、○○○○地内　４筆。面積は、合計６，１５１㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　●●●●、住所　△△△△番地。貸借権の設定を受ける者　■■■■、住所　▲▲▲▲番地。１０ａあたりの賃借料は、玄米□□□□kg。以下は、ご覧のとおりです。 番号３７、農地は、○○○○地内　２筆。面積は、合計３，１４８㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　●●●●、住所　△△△△在住。貸借権の設定を受ける者　■■■■、住所　▲▲▲▲番地。１０ａあたりの賃借料は、□□□□円。以下は、ご覧のとおりです。 ２７ページをご覧ください。 番号３８、農地は、○○○○地内　２筆。面積は、合計２，６８４㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　●●●●、住所　△△△△在住。貸借権の設定を受ける者　■■■■、住所　▲▲▲▲番地。１０ａあたりの賃借料は、玄米□□□□kg。以下は、ご覧のとおりです。 番号３９、農地は、○○○○地内　３筆。面積は、合計７，３１４㎡。権利種別　機構法使用貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　●●●●、住所　△△△△在住。貸借権の設定を受ける者　■■■■、住所　▲▲▲▲番地。以下は、ご覧のとおりです。 ２７～２８ページをご覧ください。 番号４０、農地は、○○○○地内　５筆。面積は、合計１０，３３９㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　●●●●、住所　△△△△番地。貸借権の設定を受ける者　■■■■、住所　▲▲▲▲番地。１０ａあたりの賃借料は、玄米□□□□kg。以下は、ご覧のとおりです。 番号４１～番号４３は受け手が同じです。 貸借権の設定を受ける者　農事組合法人■■■■、住所　▲▲▲▲番地。 番号４１、農地は、○○○○地内　７筆。面積は、合計１３，４５９㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　●●●●、住所　△△△△番地。１０ａあたりの賃借料は、玄米□□□□kg。以下は、ご覧のとおりです。

事務局	２９ページをご覧ください。 番号４２、農地は、○○○○地内　１筆。面積は、合計３１８㎡。権利種別　機構法使用貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　●●●●、住所　△△△△番地。以下は、ご覧のとおりです。 ２９～３０ページをご覧ください。 番号４３、農地は、○○○○地内　９筆。面積は、合計１５，９１５㎡。権利種別　機構法賃貸借。内容　新規。貸借権を設定する者　●●●●、住所　△△△△番地。１０ａあたりの賃借料は、玄米□□□□kg。以下は、ご覧のとおりです。 以上の案件につきましては、貸借権の設定を受けようとする者について、 農地中間管理事業の推進に関する法律､第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する要件。 ・耕作などの事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して、耕作等の事業を行うと認められること。 ・耕作などの事業に必要な農作業に常時従事する と認められること。 の、要件を満たしているかどうかを確認した上で、機構に本農業委員会の意見を提出するようになります。 以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて、議案第 3 号、番号 1 から補足説明をお願いします。21 番森合委員。
21 番	番号 1 について、21 番森合が補足説明をさせていただきます。 この案件につきましては、■■■■さんが耕作されるわけですけども、新たな耕作者が出ております。場所につきましては、▲▲▲▲地内の△△△△がある横の方でございます。これからも一生懸命耕作されると思いますので何も問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	はい、どうも説明は終わりました。 続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 承認することに異議ございませんか。 承認に賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員。よって番号 1 について承認することに決しました。 次に番号 2 から番号 4 は受け手は同じでございます。補足説明をお願いします。
21 番	21 番森合が番号 2 から番号 4 までの説明をさせていただきます。 これについては新規ということですけども、■■■■さんは昨年もこの地で耕作されております。熱心にされておられます。場所につきましては▲▲▲▲地内の◎◎◎◎地内の▼▼▼▼に近いところにこの□□□□件の圃場がございます。■■■■さんも▽▽▽▽ということで、熱心に耕作されておられますので、何ら問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	補足説明が終わりました。番号 2 から番号 4 は受け手が同じでございますので、一括質疑承認でよろしいでしょうか。 質疑ございませんか。 異議ございませんか。 賛成の方は挙手をお願いいたします。

	挙手全員。よって番号2、番号3、番号4につきまして、承認することに決しました。 次に番号5の説明を、25番石原委員お願いします。
25番	そうしますと、番号5、番号6が受け手が同じですので25番石原が補足説明をいたします。 番号5の●●●●さんですが、これは○○○○の田んぼでございまして、今までは△△△△の名前で契約しておられましたけれども、先日お亡くなりになりまして、▽▽▽▽が新たにということで□□□□新規ですけれども▼▼▼▼さんが今まで作っておられます。 それともう一つ番号6ですね。●●●●さん。これも前回まで▼▼▼▼さんが作っておられますが、これは△△△△のところの方の田んぼでございます。今までも作っておられますので何ら問題はないと思われますのでご審議の方よろしくお願いいたします。
議長	補足説明は終わりました。番号5、番号6受け手同じございます。一括質疑承認してよろしいでしょうか。 質疑ございませんか。 承認することに異議ございませんか。 賛成の委員の挙手を願います。 挙手全員。よって番号5、番号6について承認することに決しました。 次に番号7から補足説明です。15番立石委員。
15番	15番立石が番号7から番号15までまとめて補足説明をさせていただきます。 番号7につきましては、この農地は○○○○地区の□□□□にございまして、新規となっておりますけども、従来から■■■■さんが作っておられて、問題ないと思います。 次に番号8から番号15でございますが、これは農地につきましては、○○○○地区の△△△△にございます。従来■■■■さんが耕作をしておられて、問題ないかと思いますので、審議の方よろしくお願いをします。
議長	補足説明は終わりました。続いて質疑に入ります。 番号7について質疑ございませんか。 承認することにご異議ございませんか。 承認することに賛成の委員の挙手を願います。 挙手全員。よって番号7について承認することに決しました。 次に番号8から番号15について、受け手は同じでございます。 一括質疑承認してよろしいか。 質疑ございませんか。 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員により番号8から番号15まで承認することに決しました。 次に番号16について補足説明を、28番藤原委員お願いします。
28番	番号16について補足説明を、28番藤原がいたします。 農地の方は○○○○の△△△△のようでございます。昨年までは別の方が進めておられましたが、今年から■■■■さんが耕作されます。■■■■さんとても熱心に農業されております。何ら問題はないと思います。ご審議をお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて、質疑に入ります。 質疑ございませんか。 承認することに異議ございませんか。

	承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員。よって番号16について、承認することに決しました。 次に番号17から番号23までは受け手が■■■■法人でございます。 その補足説明を33番新田さんです。
33番	33番新田が番号17から番号23まで補足説明をさせていただきます。 番号 17 の件でございますがこれも●●●●さんの田んぼは△△△△地内にございまして、■■■■法人がするということでございます。 それから番号18から番号23につきましては先ほど報告事項でございました。賃貸借を使用貸借にするということで引き続き■■■■が耕作するということでございますのでご審議のほどよろしくお願いします。
議長	補足説明が終わりました。続いて、質疑に入ります。 番号17から番号23まで一括質疑承認よろしいでしょうか。 質疑ございませんか。 承認することに異議ございませんか。 承認することに賛成の委員の挙手を願います。 挙手全員。よって番号17から番号23まで挙手全員により承認されました。 番号24につきまして、引き続き新田委員の説明をお願いいたします。
33番	引き続き番号24につきまして、説明をいたします。 この畑は□□□□でございまして、以前から△△△△が牧草を作っておるわけでございます。 特に問題はないかと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	補足説明は終わりました。続いて、質疑に入ります。 質疑ございませんか。 質疑なしと認めます。 承認することに賛成の委員の挙手を願います。 挙手全員、よって番号24について承認することに決しました。 続いて番号25、番号26と番号27、番号28は、人が違いますが、補足説明を続けて36番川西委員、お願いします。
36番	はい。36番川西が補足説明をさせていただきます。 番号25と番号26。番号25は何か△△△△となっておりますが、▼▼▼▼じゃないかなと思いますけど。申請書では▼▼▼▼と書いておりますが、大字ちょっと後で調べてください。●●●●さんから■■■■さん。新規となっておりますけれども、耕作は継続で中間管理機構を通してということでございますので、問題はないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。 26番も新規となっておりますが、中間管理機構等への継続でよろしくお願いいたします。以上です。
議長	はい。番号25、番号26につきましては補足説明が終わりました。 受け手は同じでございますので、一括質疑にしてよろしいでしょうか。 質疑ございませんか。 承認に賛成の委員は挙手願います。 挙手全員により、番号25、番号26は承認することに決しました。

	次に番号27、番号28につきまして、出し手が同じということで、続いて36番川西委員、ご説明をお願いいたします。
36番	はい、36番川西が補足説明をいたします。 番号27これは元々相対耕作契約をしておられたとのことです。それで今回、中間管理機構を通していうことでございますので、問題はないと思います。 また、番号28も相対で今まで契約しておられたとのことです。畑は▽▽▽▽のところからちょっと入ったとこでございます。中間管理機構を通してということですので、問題はないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長	はい。補足説明は終わりました。続いて質疑に入ります。 番号27番号28につきましては出し手は同じでございます。 一括質疑承認してよろしいでしょうか。ございませんか。 承認することに異議ございませんか。 賛成の委員の挙手を願います。 挙手全員で番号27、番号28について承認されました。 次に番号29につきまして補足説明をお願いします。36番川西委員。
36番	36番川西が補足説明いたします。 ●●●●さんから■■■■さんへの耕作についてこれはもう前には○○○○さんが耕作しておられたとこなんですけども契約切れということで、■■■■さんにお願いされるということでございます。■■■■さんも熱心で、田んぼ等を耕作しておられますので、問題はないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。 それと、先ほどの番号25でございますけれども、どうなんですか。 ちょっと待ってましたけども。
事務局	後にちょっと確認いたします。
36番	よろしくお願いいたします。
議長	事務局確認をお願いします。 番号29の説明に続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 承認することに異議ございませんか。 番号29について賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員。よって番号29について承認することに決しました。 次に番号30につきまして、37番小池委員の説明をお願いいたします。
37番	37番小池です。 場所は○○○○地内です。 これは以前から■■■■さんが継続的に耕作しておられますので、問題ないと思います。
議長	はい、補足説明は終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 承認することに異議ございませんか。

	承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員。よって番号30について承認することに決しました。 次に番号31について補足説明を、40番安部委員お願いします。
40番	40番安部が補足説明をいたします。 この場所は○○○○よりちょっと入ったところの田んぼでございまして、今までずっと継続して作っておられた所でございます。 ということで、何ら問題ないと思いますのでひとつよろしくご審議のほどお願いいたします。
議長	説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 承認することに異議ございませんか。承認される方の挙手をお願いします。 挙手全員。よって番号31について、承認することに決しました。 次に番号32、番号33は、農事組合法人■■■■が受け手でございますので、続けて補足説明をお願いいたします。40番安部委員
40番	はい。40番安部が補足説明いたします。 こちらの方も農事組合法人■■■■さんが引き続きやられるということで、何ら問題はないと思いますので、ひとつご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明は終わりました。 番号32、番号33については、受け手が同じようでございますので、一括質疑承認してよろしいでしょうか。 質疑はございますか。 ないようですので、賛成の委員の挙手を願います。 挙手全員。よって番号32、番号33については承認されました。 次に番号34の補足説明を38番堀尾委員お願いします。
38番	場所はですね、●●●●さんの自宅があります。自宅前の□□□□を挟んだ所に圃場があり、○○○○を通じて、以前から近所に住まれている■■■■さんが継続して管理されております。問題もないと思いますのでよろしくお願いします。
議長	補足説明は終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 承認される方は、挙手をお願いいたします。 挙手全員。よって番号34は承認することに決しました。 次に番号35につきまして、補足説明を39番大塚委員お願いします。
39番	39番大塚が補足説明させていただきます。 場所でございますが、○○○○付近でございます。ここは■■■■さんが長年にわたり作っておられる所で、問題ないと思われます。審議のほどよろしくお願いします。
議長	これで説明が終わりましたので質疑に入ります。 質疑ございませんか。

	承認することについて賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって番号35については承認されました。 次に番号36につきまして補足説明を38番堀尾委員お願いします。
38番	38番堀尾が番号36について補足説明いたします。 現地は、○○○○に入り、約2キロほど行ったところにある●●●●さんが所有する水田を同じ自治会の■■■■さんが継続して管理されていますので、問題ないと思います。よろしくご審議をお願いいたします。
議長	補足説明は終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 承認することに異議のない方は挙手願います。 承認することに賛成の委員の挙手をお願いします。 挙手全員と認め番号36について、承認することに決しました。 次に番号37について補足説明を43番原田委員お願いいたします。
43番	番号37について補足説明いたします。 場所は▽▽▽▽地内でございまして、●●●●さんの自宅のある周りの田んぼでございます。 更新になっております。■■■■さんも熱心な担い手でございますので、何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 承認することに異議ございませんか。 承認することに賛成の委員の挙手を願います。 挙手全員。よって番号37は、承認することに決しました。 次に番号38、番号39は受け手が同じでございますので、続けて43番原田委員説明をお願いいたします。
43番	番号38、番号39について補足説明をいたします。 場所は▽▽▽▽地内から入った奥の方でございまして上の38番は賃貸借となっております。これは水稲を作付しておりまして、番号39、これは○○○○を作付けする予定でございます。 ■■■■さんもあの地域の担い手でございまして、何ら問題ありません。よろしくお願いいたします。
議長	補足説明は終わりました。続いて、質疑に入ります。 番号38、番号39について質疑、承認一緒にさせていただきます。 質疑ございませんか。 承認することに異議ございませんか。 承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。 挙手全員。よって番号38番号39について、承認することに決しました。 次に番号40につきまして補足説明を43番原田委員お願いいたします。
43番	番号40について補足説明いたします。

	■■■■さんの隣にある場所は▽▽▽▽地内でございまして、■■■■さんの隣が●●●●さんの田んぼでございまして、■■■■さんも▼▼▼▼さんと同じく□□□□をしておられます。地域の大事な担い手でございまして、何ら問題ないと思います。よろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 承認することにご異議ございませんか。賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員。よって番号 40 について承認することに決しました。 次に番号 41、番号 42、番号 43 については、○○○○法人についてですので、42 番松島委員の補足説明をお願いします。
42 番	42 番の松島が補足説明をさせていただきます。 番号 41、番号 42 の●●●●さんと、それから農事組合法人■■■■なんですけども、場所は▲▲▲▲地内にある自宅前の圃場です。 管理は本人がして、乾燥調整など本人ができない部分を、農事組合法人■■■■がするということを聞いておりますので、何ら問題ないと思います。 それから番号 43 についても、▲▲▲▲地内にある圃場で、農事組合法人■■■■さんが管理をし、できない部分だけを■■■■法人がやるというふうなことに何ら問題ないと思いますので、よろしく審議をお願いいたします。
議長	はい、補足説明が終わりました。 続いて質疑に入りますが番号 41 から番号 43 まで一括質疑承認でお願いいたします。 質疑ございませんか。 承認することにご異議ございませんか。 承認することに賛成の方の挙手を願います。 挙手全員。番号 41 から番号 43 は承認されました。
事務局	次に、その他のところですが、先ほどの川西委員からご指摘があった、21 ページの番号 25 についてですけれども、先ほど申請書類一式を確認してまいりました。公図、申請書、登記簿謄本を確認しましたところ、申請書の方で、一部記載誤りがあることがわかりました。△△△△が正しくこの議案で間違いはございません。事務局も書類を確認する際に気づかず大変ご迷惑をおかけしました。以上です。
36 番	ということは、申請書に記載された分は▼▼▼▼と書いてありましたけども、あれは違うわけですよね。
事務局	はい申し訳ございません。
36 番	それではそれは修正。私印鑑を押させてもらってますので、できるだけ手続きをさせてくださいということをご案内してください。
事務局	わかりました。 ありがとうございます。 事務局の方から 3 点ご説明とご連絡をさせていただきます。

	事務局のその他説明は、別紙のとおりです。 （１）農地パトロールの実施時期について （２）活動記録簿提出について （３）令和７年度の互助会決算について
議長	はいどうぞ。そういたしますと忙しい時期でございますので、次の総会でございますが、５月 25 日月曜日９時からこの会場でございます。 なお先般も運搬車による事故で死亡事故が発生しております。 農作業は最盛期になりますが、事故がないようにお願いします。 以上で本日の総会を終了いたします。 ありがとうございました。